

10月1日は「法の日」です

「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるようにと、「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。

『裁判所ウェブサイト』において法を身近に感じていただける情報を掲載しています。この機会にご覧いただき、法や裁判所について考えてみてください。

▼問合せ 名古屋家庭裁判所事務局総務課
☎ 052・223・0994

消費者トラブル情報

「インターネット接続回線」に関する相談件数が増加しています。

「通信会社を乗り換えると、料金が今より安くなる」と言われても、オプション等により現在よりも高額になる場合があります。

契約の内容がよく理解できるまで説明を受け、契約する必要があると思われるときは、きっぱり断りましょう。

契約書面が届いてから8日間は電気通信事業法の初期契約解除制度により、契約を解除できます。キャンセル・解約を希望する場合は、すぐに事業者に申し出ましょう。

▼問合せ 県消費生活総合センター
☎ 052・962・0999
消費者ホットライン ☎ 188

「行政相談」をご存知ですか

総務省の行政相談は、年金、保険、税金、登記、社会福祉、消費者保護、交通安全、道路、窓口サービス等について、苦情や要望等を受け付ける制度です。

この制度の周知・利用促進のため、9月1日(火)～10月31日(土)を「行政相談月間」とし、行政相談所が開設されます。お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

○一日合同行政・法律相談所の開設

国・県・市の行政機関、日本年金機構、法律の専門家がご相談に応じます。

▼とき 10月21日(水)13時～16時
(受付12時～15時30分)

▼ところ ウィンクあいち7階展示場
▼問合せ 総務省中部管区行政評価局
☎ 052・972・7415

※弁護士、司法書士、税理士、行政書士、社会保険労務士への相談は事前予約制(予約開始10月14日(水)9時～)



○豊山町での行政相談(よろず相談内)

▼とき 10月21日(水)13時～15時

▼ところ 役場3階会議室3

▼相談員 行政相談委員・人権擁護委員
▼問合せ 総務課総務・財政グループ
☎ 28・6003

☎ 28・6003
福祉課福祉グループ ☎ 28・0912

名古屋高速道路 1号楠線北行 リフレッシュ工事のお知らせ

■通行止め期間

10月29日(木)から11月8日(日)までの11日間

■通行止め区間

1号楠線北行(楠JCT・東片端JCT間)

終日通行止

※楠線南行は通常どおり通行可能

■閉鎖する出入口

入 口:東片端入口、黒川入口から高速1号楠線北行

出 口:高速1号楠線北行から黒川出口、楠出口

連絡路:楠JCT

高速1号楠線→名二環 内・外回り

■工事期間中のお願い

工事期間中は、特に朝夕の時間帯に、周辺道路の混雑が予想されます。

お出かけ前に最新の道路交通情報をご確認いただき、ルート変更や朝夕のピーク時を避けた利用、車の利用をお控えいただくなどのご検討をお願いいたします。

詳しくは専用サイトをご覧ください。



①リフレッシュ工事
特設サイト

名古屋高速 リフレッシュ工事



検索

▼問合せ 名古屋高速お客様センター ☎ 052・919・3200 受付時間9:00～19:00 工事期間中は終日受付